

議会運営委員会

令和元年9月5日午前11時55分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	小城 世督	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	乾 善亮	教 育 長	山本 雅章
総 務 部 長	面卷 昭男		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前11時55分）

署名委員 木澤委員、奥村委員

委員長

皆さん、お疲れさまです。一般質問のあと、お疲れのところ、全委員出席されております。ありがとうございます。

ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、奥村委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和元年第5回斑鳩町議会定例会について、①付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

8月23日の総務常任委員会で報告がございました、「町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件」について、その後、新たな動きがあったということで、理事者から報告の申し出がございましたので、乾副町長と山本教育長にご出席いただいております。

それではご説明のほうをお願いいたします。 山本教育長。

教育長

貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。

町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件についてでございます。このことにつきまして、8月23日の総務常任委員会において、8月9日に原告の最終案として和解条項案及び広報紙掲載案の提示がなされており、この原告提示の最終案に対して、町においても最終の修正の要求をしていくこと、また合わせて、原告が町の要求する修正に応じ、双方合意が得られましたならば、今後、裁判所の指示に基づく手続きを経たうえで、その時点で直近となる町議会に和解に関する議案を上程し、議会の議決を賜りたいと考えておりますことを報告させていただきました。その後、弁護士をとおした交渉のなかで、原告が当町の修正要求に概ね応じられたことから、昨日9月4日の弁論準備手続期日において双方合意し、裁判所は、今後、町議会の議決を得られたならば和解

成立の手続きをすすめるとのことをございます。このことから、9月議会開会後ではありますが、明日6日に和解に関する議案を上程させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

なお、議案書につきましては、議案名が「平成30年(ワ)第536号 損害賠償請求事件の和解について」として上程予定でございます。現在作成中でございますので、明日の朝までには調製させていただきたいと考えておりますので、ご理解をたまわりますようお願ひ申しあげます。

以上、町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件の和解についてご報告させていただきます。

委員長 ただいま説明のありました、この議案の取り扱いについて、ご協議いただきたいと思ひます。 木澤委員。

木澤委員 この案件につきましては、これまでも総務常任委員会に付託いただいて審議してきましたので、今回につきましても、明日、本会議で上程されたのち、総務常任委員会に付託していただきたらと思ひます。

委員長 他の委員さんはどうですか。

(異議なし)

委員長 それでは、「平成30年(ワ)第536号 損害賠償請求事件の和解について」の議案の扱いは、明日6日に上程し、総務常任委員会に付託することとしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の扱いをしていただきますよう、お願ひいたします。

ただいま、理事者のほうにご出席いただいて、議会運営委員会では説明

していただきましたけれども、改めて明日、全員協議会で説明していただく必要があるかどうかについて、委員皆さんのご意見をお聞きします。

木澤委員。

木澤委員 議会前の議員懇談会の際にも説明していただいて、その後、新たに発生した議案については、全員協議会で説明いただいていますので、今回についても同様に全員協議会で説明いただくのがいいと思います。

委員長 他の委員さん、どうですか。

(異議なし)

委員長 全員協議会で説明いただくということで、
そしたら明日全員協議会開くいう形になってこようかとは思いますが。
それでは、追加された議案ですので、改めて全員協議会にご出席いただいて説明をいただくということでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように確認をさせていただきます。
以上で、(1)令和元年第5回斑鳩町議会定例会についてを終わります。
それでは、乾副町長と山本教育長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。お疲れさまでした。
暫時休憩いたします。

(午後12時02分 休憩)

(午後12時02分 再開)

委員長 再開いたします。
次に、(2)要望書等の取扱いについてを議題といたします。
8月27日の議会運営委員会開催以後、これまでに2件の要望書等をお

受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思いますが、まず、この文書を受けた経緯などについて事務局から説明を願います。

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、要望書等の受付の経緯につきまして、私からご報告させていただきます。

1 件目、「長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について」です。8月30日（金）、北五番町自治会自治会長 西尾信夫氏が議会事務局に来庁され、別紙要望書 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望を事務局に提出されました。

主旨といたしましては、先般、守谷池南側で有料老人ホーム建設にかかる説明会が開発業者により開催され、このなかで、開発業者に長田町町営住宅駐車場の一部を道路として活用できないか尋ねたところ、斑鳩町の協力が得られなかったと説明がありました。近年、龍田北2丁目からの自動車の流入が大変多く、天理自動車前からヘアサロン本圓前の町道が特に狭いことから、自動車の行き違いができないなどの車同士の揉め事が頻発していることから、斑鳩町が管理する町営住宅駐車場の一部を道路用地に用途変更していただきたいというものでございます。

次に、「令和2年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについて」です。公益社団法人 日本理科教育振興協会会長から郵送されてきたもので、9月3日に受け付けをしたものでございます。内容といたしましては、昨年とほぼ同じ内容で、小・中・高等学校の理科教育の実態について教育委員会に確認し、理科教育環境整備向上のため、積極的な予算措置を求めるものでございます。なお、本町教育委員会に確認いたしましたところ、要望通りに対応していることを確認しておりますことを申し添えます。以上でございます。

委員長

これらの要望書等の取り扱いについて、提出を受けました順にひとつずつ委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、目を通していただく時間を確保するため12時10分まで休憩といたします。

(午後 12 時 05 分 休憩)

(午後 12 時 10 分 再開)

委員長

それでは、再開いたします。

それでは、順を追って、委員皆様のご意見をお聞きしていきたいと思
います。

まず、長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について、委員皆
様のご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

開会後に提出されたというものではございますが、町内の自治会さんか
ら出てる地元の問題だということで、まだ日程的に付託することも可能だ
というふうに思いますので、本会議に諮っていただいて、担当の建設常任
委員会に付託していただくのがいいかなと思います。

委員長

他の皆さんどうですか。 奥村委員。

奥村委員

先ほど委員おっしゃいましたように、やはり建水に付託するのがよろし
いかと思います。

委員長

他の委員さんどうですか。

(異議なし)

委員長

ただいま議題となっております陳情につきましては、定例会に上程し、
建設水道常任委員会に付託するということで確認をさせていただきます。

なお、8月30日にお配りしております議事日程には入っておりません
ので、明日、追加日程として上程することといたします。

次に、令和2年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお
願いについて、委員皆様のご意見をお伺いいたします。 木澤委員。

木澤委員

これも毎年これぐらいの時期に出しておられますけども、先ほど局長が

おっしゃったように、斑鳩町では要望通り予算確保してるということですので、これにつきましては配布でいいのかなと思います。

委員長 他の委員さんどうですか。

(異議なし)

委員長 それでは、ただいま議題となっております要望につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

それでは、定例会に上程することになった要望につきましては、明日、追加日程ということで、議案の配布をしていくということでご了解いただきたいと思います。

議案書作成について、事務局から相談があるとのことですので、説明してください。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 すみません、貴重なお時間をお借りいたしまして、陳情文書表についてのご相談をさせていただきます。

これまで、陳情が議会に上程される場合、陳情原本に記載されております文書を要約して（要旨）として別紙を添付しております。ただいま、長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望についてを議会上程する場合の陳情文書表（案）を参考としてお手元にお配りさせていただいております。陳情文書表の2枚目、要旨をご覧ください。原本に沿って要旨を作成いたしますと、二重線を引いております「その際の図面を添付いたします」の文章が入り、図面を添付することとなりますが、これまでの斑鳩町議会の議案書を確認いたしますと、陳情文書表に図面を添付したものがございません。このことから、陳情文書表（案）に「その際の図面を添付いたします」を入れた形で添付の図面を添付する。もしくは、陳情文書表に図面を入れないこととし、要旨から二重線を引いております「その際の図面を添付いたします」の文章を削除する。どちらの手法で陳情文書表を作成すればよいか、ご意見をたまわりたく、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、陳情文書表に図面を添付するか否かについて、委員皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、その前に事務局長にお尋ねしておきます。これは地図ですか、これがついてあっても議案としては別段問題ないわけですか。

佐谷議会事務局長。

議会事務局長 特に問題ないとは思いますが、これまでついていない経緯を考えますと、何か誤解を生じるとかそういったことがあるのではないかという疑念もありましたもので、議会運営委員会さんのほうにご相談させていただいたものでございます。以上です。

委員長 わかりました。それでは各委員さんのご意見をお聞きしたいと思います
木澤委員。

木澤委員 ちょっとお尋ねしたいんですけど、たぶんわからないからこうして諮っていたらいいんだと思いますけど、何か以前にもたぶん図面をつけて陳情出してこられたことあったと思うんですけども、議会の規定上なのか、図面をつけないというふうになっている何か基準とか考え方とかいうのはあるんでしょうか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 これまでの要望書から陳情文書表になりましたものを見ておりますと、この陳情本文に「その図面を添付します」といった、本文に入っておりませんので、入っておらないのはこの陳情文書表に付ける必要もないですので、今までそうしておられたのかなという思いはいたします。

ただ、今回に関しましては、この陳情の本文に「その際の図面を添付いたします」という文章が入っておりますので、これを削除すべきなのか、それとも図面を添付すべきなのかということについて、大変苦慮いたしております、議会運営委員会さんのほうにご相談申しあげております、

以上でございます。

木澤委員 書類としてはこういう形で図面も付けていただいているということもわかりますし、図面があったほうが議案としてもわかりやすいかなと思いますので、文言残して図面もつけて議案として出していただければ、私はいいかなと思います。

委員長 そうした場合には、今後ともそういう形でやっていかなということにはなってこようかと思えますけれども、他の委員さんどうですか。 伴委員。

伴委員 この鑑のところに「陳情文書表」ってなってるんですけど、これ、陳情文書のみならずずっとファイリングされているっていうか、そういうようになっているんでしょうか。 ちょっと事務局にお聞きしたいんですが。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 陳情綴には、陳情がきた原本がすべて綴られている状況でございますので、この陳情文書表はですね、議会に上程するときの文書でございますので、本会議の原本でございますね、会議のすべてを、「決議文書」ともうしますけれども、すべての資料や、また議案書が挟まりましたその綴りに綴られるものでございます。以上でございます。

伴委員 これ、今、内容聞きましてんけども、ということは今回はたまたまA4の地図であったからよかった、これもし、もっとA3とかで折りこむような形になってくると、そのあたりの取り扱いは今後もしこれがオッケーとなった時に不具合はでないんでしょうか。

議会事務局長 今、伴副委員長おっしゃっていただきましたように、その時に大変大判なものが出てきて、かつ、この陳情の本文に「図面添付」と書かれた場合につきましては、やはり配布につきまして多少の困難は生じる可能性あると感じております、以上です。

委員長 これ、私のほうから、一応二重線で削除するとして、参考資料として議

案書の中に図面等添付することは可能なんですか。

佐谷議会事務局長。

議会事務局長 決算書類のほうにも、参考となる書類を挟むことがございますので、それは町側が出すものと同様にできる可能性はあると思います。一旦やってみますと。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 決算認定のときにおきましては、普通、決算書だけなんですけども、それではわからないということで、施策の成果、4つほどあるんですけど、その他に決算の参考資料として、資料集をつけておりますよね。ああいった形では認定をいただく場合はつけておりますんで、そういったものを参考にさせていただければと思います。

委員長 どうですやろ、このまま行くんか、それとも文言を削除して参考資料として図面を添付すると、そのどっちかやと思うんですけどもね。参考資料として添付すれば後々楽にはなってくると思うんです。そして、それが、今回陳情文書のひとつとして考えるなら、これから後も同じようなことをやっていかなかったらあかんと思われましてね、そこらへん。

奥村委員。

奥村委員 いま委員長おっしゃった、その内容でよろしいかと思うんですけど。

委員長 参考資料として添付すると。そやから(その際の図面を添付いたします)は、削除すると、カッコ書きですんでね。 木澤委員。

木澤委員 私もあった方がわかりやすいので、付けていただいたほうがいいなと思いますけども、必ずこの出てきた形で提出しないといけないというふうには考えませんので、そこは柔軟に、委員長のおっしゃったような形で、資料として添付していただくという形でも。

委員長 他の委員さんどうですか。 齋藤委員。

齋藤委員 同じように、委員長おっしゃるように、参考資料として付けたほうがいいと思います。

委員長 小城委員。

小城委員 私も委員長がおっしゃったようにですね、参考資料にして載せていただくほうがわかりやすいのかなと思います。

委員長 溝部委員どうですか。

溝部委員 私も参考資料があったほうがわかりやすいかなと思いますが、これは、参考資料がついてなくてもいいということですか。

委員長 この（図面を添付いたします）という文言を削除すると、本来ならつけなくてもええわけなんですけれども、この内容をより理解しやすいために、今回は参考資料としてつけると、おそらくこの陳情者の方も理解しやすいようにつけてこられたと思うんです。場所とその部分の拡大図ですね、道がこういうふうになりますよ、ということをつけてこられたんで、必ずしも陳情書の一部とは考えなくてもいいのではないかなと、そのようには思います。 伴委員。

伴委員 私もそれでいいです。

委員長 それでは、陳情文書表に図面を添付いたしますけれども、参考資料として添付するというので、陳情書のカッコ書きの部分（その際の図面を添付いたします）これは削除させていただくということよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。事務局のほう、それでよろしいですか。
佐谷議会事務局長。

議会事務局長 ご協議いただきまして、ありがとうございました。

委員長 それでは、1. 協議事項、令和元年第5回斑鳩町議会定例会について、
①付議予定議案等の取扱いについては、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

今回、本来なら2. その他については省いてますねんけれども、今回なんか聞きたいことがあるというような方もいらっしゃるみたいなので、一応つけさせていただきます。ございませんか。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 大変申し訳ございません、本日お配りさせていただいておりますレジメに誤りがございましてですね、(2)要望書の取扱いについて、の次の「長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について」でございます。

②となっておりますが、①でございますので訂正お願いいたします。
大変申し訳ございませんでした。

委員長 訂正のほう、お願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。
お疲れ様でした。

(午後12時24分 閉会)